

令和3年度薬剤師の資質向上に向けた研修に係る調査・検討事業  
(ICTを活用した業務等に係る薬剤師の資質向上)

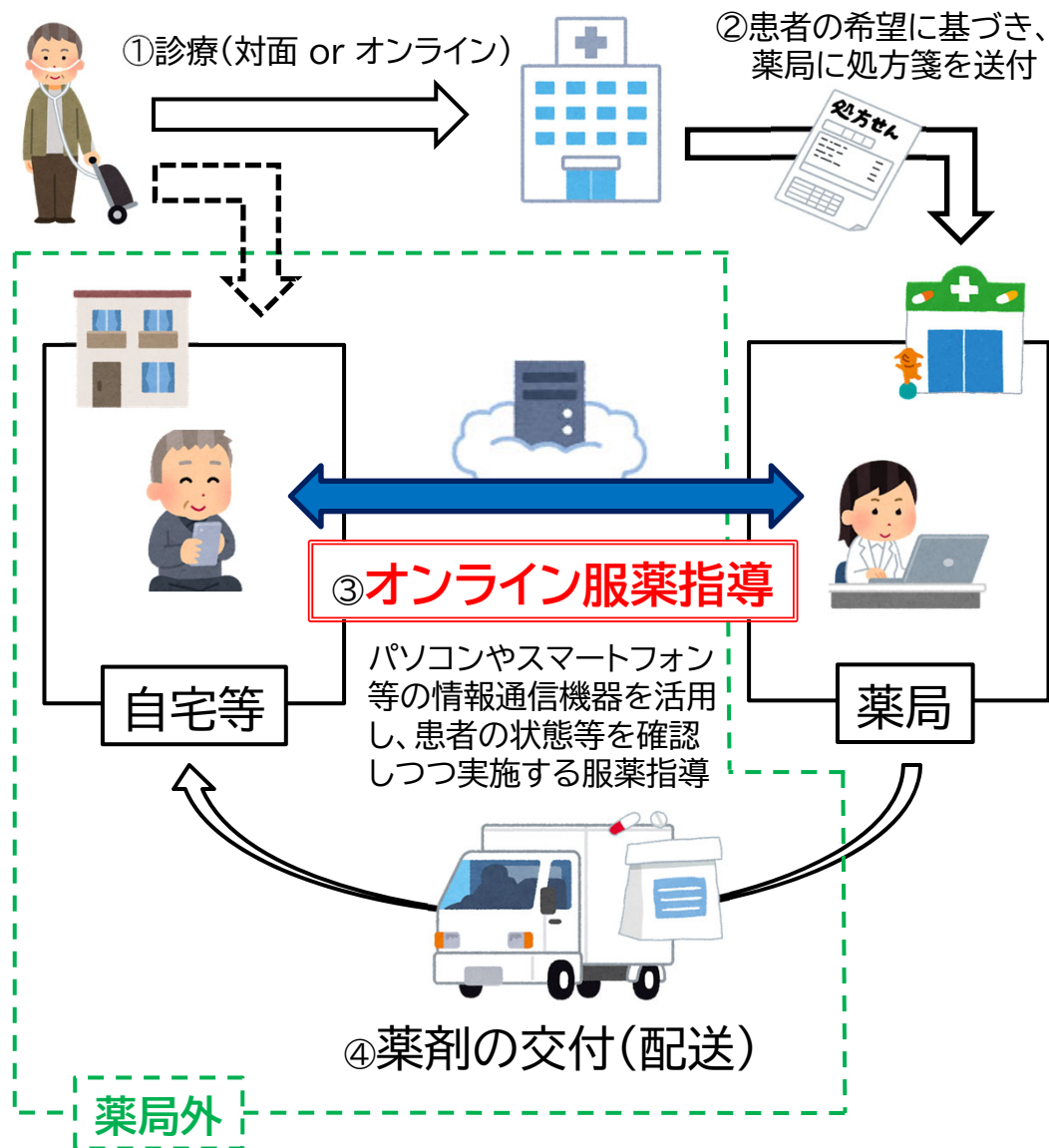
【各論1】オンライン服薬指導について(前半)

～制度と実務～

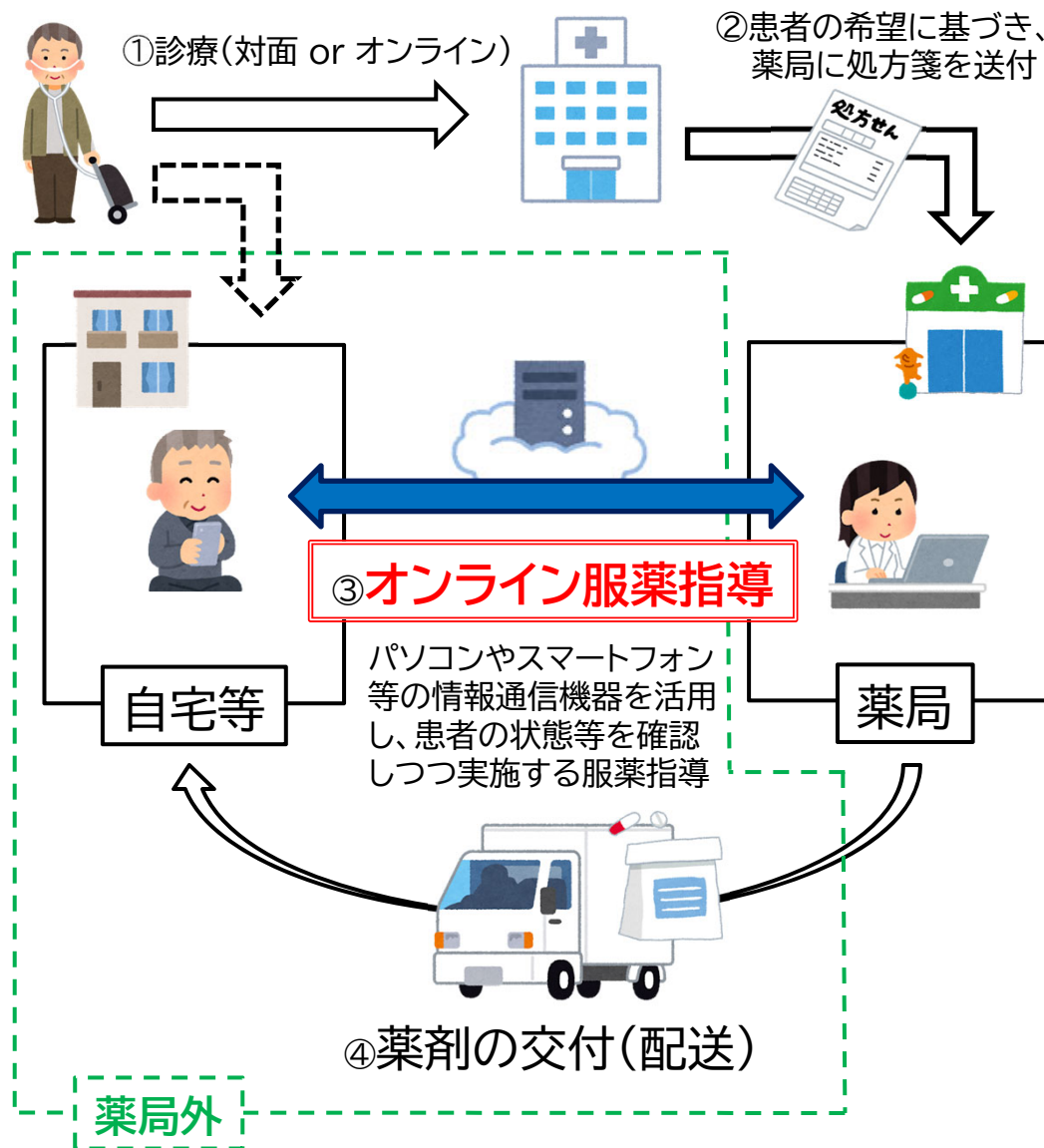
2023年5月改訂版

# オンライン服薬指導とは？

# オンライン服薬指導とは？

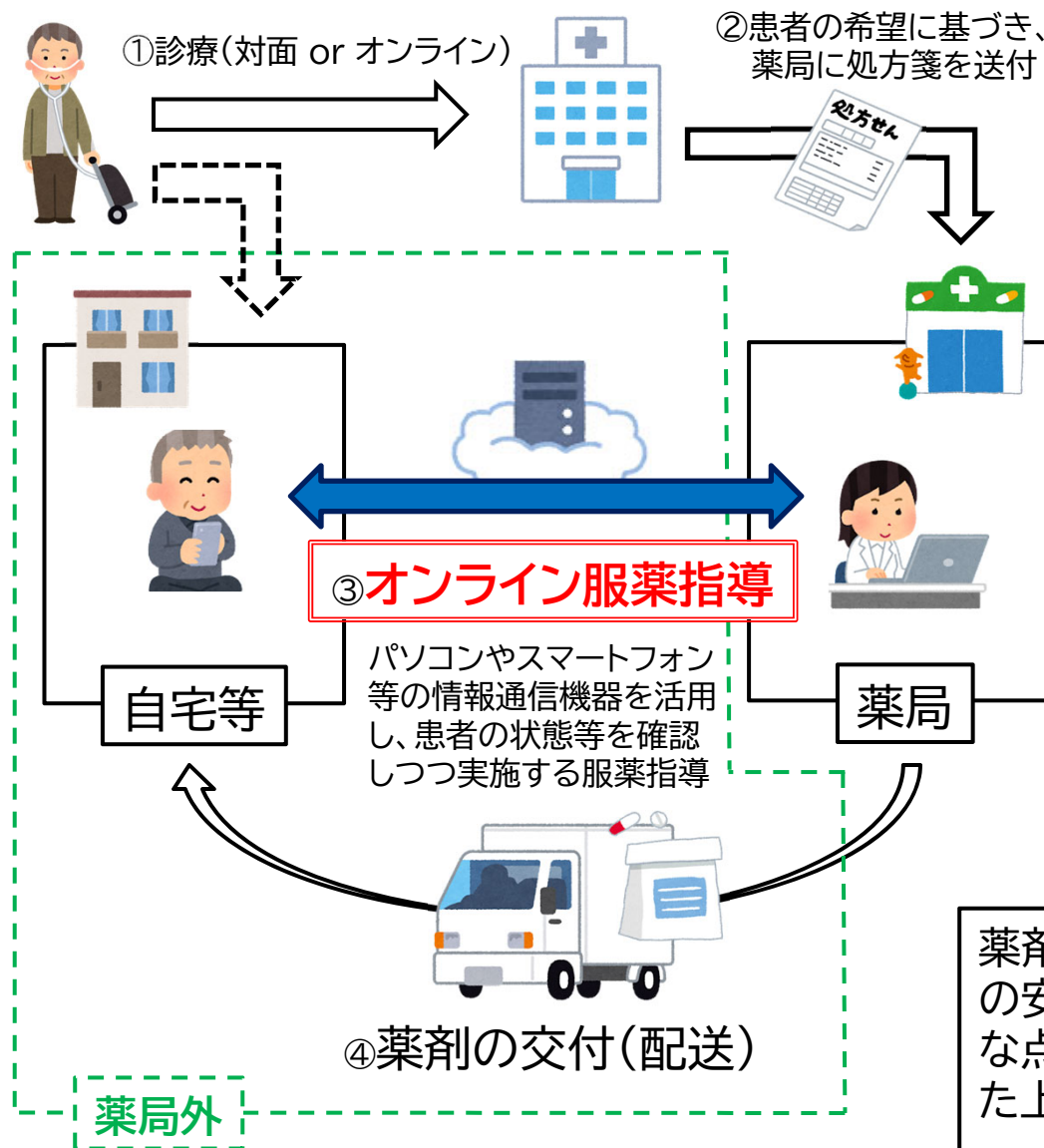


# オンライン服薬指導とは？



薬局内(対面)で完結していた内容の一部が、薬局から出る(非対面となる)ため、利便性にも配慮しつつ、患者の安全の確保等の観点から必要な事項等が省令・実施要領で示されている。

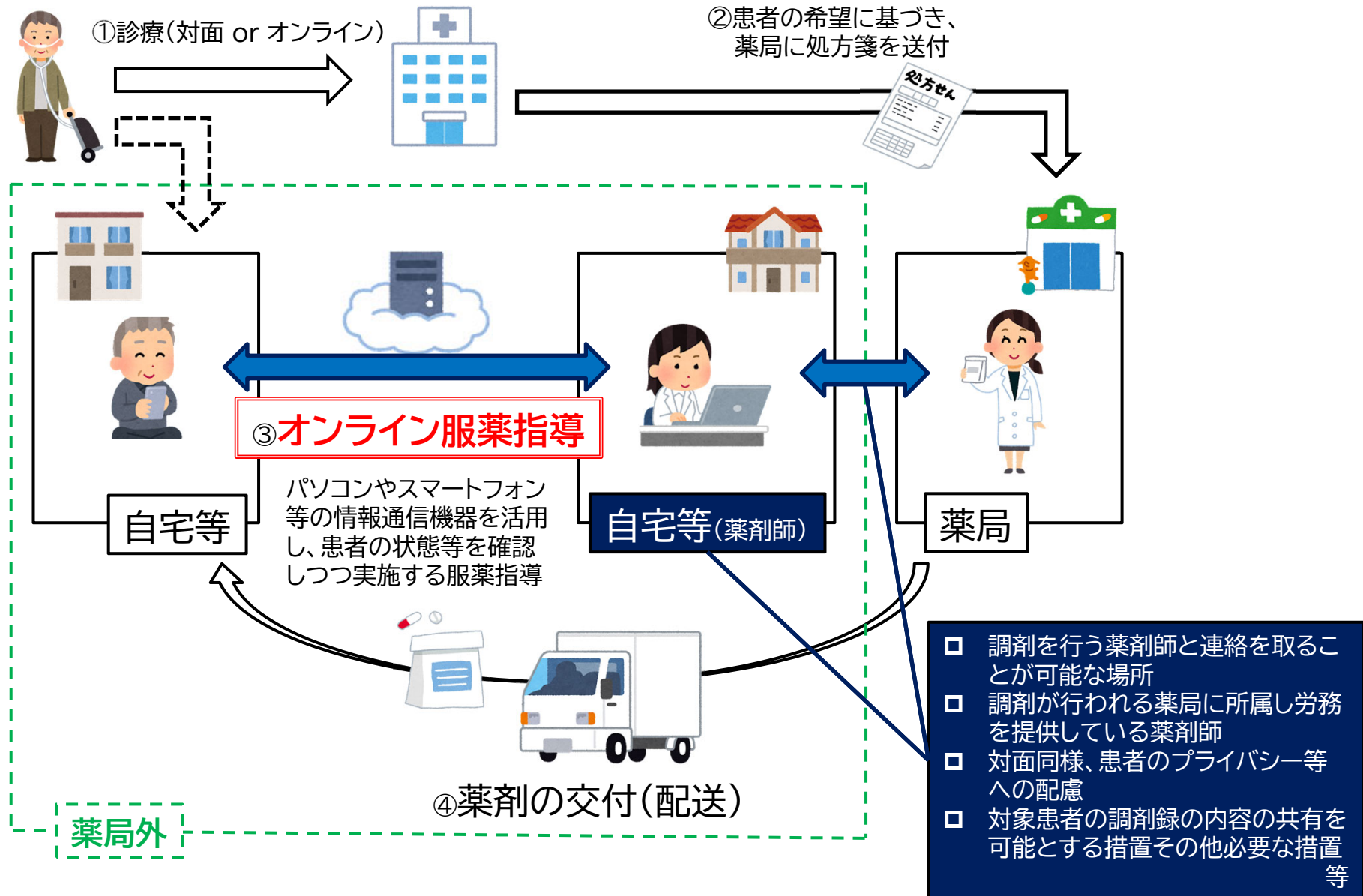
# オンライン服薬指導とは？



薬局内(対面)で完結していた内容の一部が、薬局から出る(非対面となる)ため、利便性にも配慮しつつ、患者の安全の確保等の観点から必要な事項等が省令・実施要領で示されている。

薬剤師は、オンライン服薬指導の特性(患者の安全や個人情報を守るためにどのような点に留意する必要があるのか)を踏まえた上で有効に活用していく必要がある。  
→自己学習や研修等が重要となる！

# 薬局外からのオンライン服薬指導(令和4年9月改正)



# オンライン服薬指導の制度について ～これまでの経過～

## これまでの経過

- オンライン診療については、平成30年3月に、「**オンライン診療の適切な実施に関する指針**」(平成30年3月30日付医政発0330第46号厚生労働省医政局長通知別紙)が示された。
- 一方、オンライン服薬指導については、平成28年9月より国家戦略特別区域法第20条の5の規定に基づき、薬剤交付時のテレビ電話装置等を用いた服薬指導について特例措置に基づく実証事業が行われた。
- これらについて検討した厚生科学審議会・医薬品医療機器制度部会の「**薬機法等制度改革に関するとりまとめ**」(平成30年12月25日)を踏まえ、**令和元年度に所要の法令改正が行われ、令和2年9月より施行**された。 →**オンライン服薬指導の制度化**

### 【薬機法の改正】

- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第63号)

### 【薬機法施行規則の改正】

- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第52号)

### 【施行通知】

- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行について(オンライン服薬指導関係)(令和2年3月31日付薬生発第36号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知)



# 令和4年3月改正

- オンライン服薬指導の制度化の一方、折からの新型コロナウイルス感染症の拡大に対応するため、厚労省は「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」(令和2年4月10日付け厚生労働省医政局医事課、同医薬・生活衛生局総務課事務連絡)を発出。  
→本来のオンライン服薬指導とは異なる時限的・特例的な対応として、画像のない電話等を用いた服薬指導が可能に(いわゆる0410対応)。
- これらの動き等も含め令和4年2月8日～3月9日に渡り、薬機法施行規則の一部を改正する省令案のパブリックコメント募集が実施。
- 従来からの主な改正点は、「薬剤師の責任・判断により初回からオンライン服薬指導を実施可能とすること」「服薬指導計画の見直し」「オンライン診療・訪問診療において交付された処方箋以外の処方箋においてもオンライン服薬指導の実施を可能とすること」等。
- 令和4年3月31日に改正省令等が公布→同日より施行。  
【薬機法施行規則の改正】
  - 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第65号)  
【施行通知】
  - 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令の施行について(オンライン服薬指導関係)(令和4年3月31日付薬生発0331第17号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知)

## 参考:オンライン服薬指導と0410対応の違い(従来)

	オンライン服薬指導	0410対応
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 初回は対面(オンライン服薬指導は不可)</li> <li>□ (継続して処方される場合)オンラインと対面を組み合わせで実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 初回でも、薬剤師の判断により電話・オンライン服薬指導の実施が可能</li> </ul>
通信方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 映像及び音声による対応(音声のみ不可)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 電話(音声のみ)でも可</li> </ul>
処方箋	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ オンライン診療又は訪問診療を行った際に交付された処方箋</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ どの診療の処方箋でも可</li> </ul>
薬剤の種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ これまで処方されていた薬剤又はこれに準じる薬剤(後発品への切り替え等を含む。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 原則として全ての薬剤(手技が必要な薬剤については、薬剤師が適切と判断した場合に限る。)</li> </ul>
調剤の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 処方箋原本に基づく調剤</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 医療機関からファクシミリ等で送付された処方箋情報により調剤可能(処方箋原本は医療機関から薬局に事後送付)</li> </ul>

## 参考:オンライン服薬指導と0410対応の違い(令和4年)

	オンライン服薬指導	0410対応
実施方法	<input type="checkbox"/> 同右→	<input type="checkbox"/> 初回でも、薬剤師の判断により電話・オンライン服薬指導の実施が可能
通信方法	<input type="checkbox"/> 映像及び音声による対応(音声のみ不可)	<input type="checkbox"/> 電話(音声のみ)でも可
処方箋	<input type="checkbox"/> 同右→	<input type="checkbox"/> どの診療の処方箋でも可
薬剤の種類	<input type="checkbox"/> 同右→	<input type="checkbox"/> 原則として全ての薬剤(手技が必要な薬剤については、薬剤師が適切と判断した場合に限る。)
調剤の取扱い	<input type="checkbox"/> 同右→	<input type="checkbox"/> 医療機関からファクシミリ等で送付された処方箋情報により調剤可能(処方箋原本は医療機関から薬局に事後送付)

# 令和4年9月改正

- オンライン服薬指導については令和4年3月、「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」(令和2年4月10日付け厚労省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡)(いわゆる「0410対応」)等を踏まえた見直しが行われたところ。
- 一方、令和3年12月に規制改革推進会議が決定した「当面の規制改革の実施事項」では、薬剤師の働き方改革等の観点を含め、**在宅(薬剤師の自宅等)での服薬指導を早期に可能とする方向で検討する**こととされており、これを踏まえ、「薬局薬剤師の業務及び薬局の機能に関するワーキンググループ」での検討の結果、薬剤師が自宅等においてオンライン服薬指導を行うことを可能とする方向が示されていた。



- これらを踏まえ、令和4年9月、薬機法施行規則等に所要の改正が行われた。
  - 【薬機法施行規則の改正】
    - 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第137号)
  - 【施行通知】
    - オンライン服薬指導の実施要領について(令和4年9月30日付薬生発0930第1号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知)

# 令和4年3月改正のポイント

# 令和4年3月改正のポイント

## ✓ 初回からオンライン服薬指導が実施可に

従前は、同一内容又はこれに準じる内容の処方箋により調剤された薬剤について、あらかじめ対面による服薬指導を行ったことがある場合に、オンライン服薬指導が実施可となっていたが、今改正で薬剤師の判断により初回から実施可に。

## ✓ 診療の形態に関わらずオンライン服薬指導が実施可に

従前は、オンライン診療あるいは訪問診療に基づく処方箋がオンライン服薬指導の対象となっていたが、今改正で全ての処方箋が対象に。

## ✓ 「服薬指導計画」の見直し

従前は、患者ごとにその同意を得て「服薬指導計画」を作成し、それに基づきオンライン服薬指導を実施することとされていたが、今改正で見直された。

薬剤師の責任に基づき、患者ごとにその都度、（実施の可否を含めて）適切に判断・実施する必要があるということを認識しておく。

# 令和4年9月改正のポイント

# 令和4年9月改正の概要(改正前)

- 薬機法施行規則
- 施行通知
  - 第1 改正の趣旨
  - 第2 オンライン服薬指導の内容
    - (1) オンライン服薬指導の実施
    - (2) オンライン服薬指導の実施要件
      - ① 薬剤師の判断
      - ② 患者に対し明らかにする事項
    - (3) オンライン服薬指導を実施する際の留意事項
    - (4) オンライン服薬指導に関するその他の留意事項
      - ① オンライン服薬指導の体制
      - ② 訪問診療を受ける患者への対応
      - ③ 本人の状況の確認
      - ④ 通信環境(情報セキュリティ・プライバシー・利用端末)
      - ⑤ 薬剤師に必要な知識及び技能の確保
      - ⑥ 薬剤の交付
      - ⑦ 服薬指導を受ける場所
      - ⑧ 服薬指導を行う場所
      - ⑨ 処方箋
      - ⑩ その他



# 令和4年9月改正の概要(改正後)

- 薬機法施行規則(第15条の13)

薬剤師が情報提供を行う場所として「当該薬局において調剤に従事する薬剤師と相互に連絡をとることができる場所」が追加

- 施行通知 → あらためて「オンライン服薬指導の実施要領」として整理

第1 オンライン服薬指導について

第2 オンライン服薬指導の実施要件

(1) 薬剤師の判断

(2) 患者に対し明らかにする事項

第3 オンライン服薬指導を実施する際の留意事項

第4 オンライン服薬指導に関するその他の留意事項

(1) オンライン服薬指導の体制

(2) 訪問診療を受ける患者への対応

(3) 本人の状況の確認

(4) 通信環境(情報セキュリティ・プライバシー・利用端末)

(5) 薬剤師に必要な知識及び技能の確保

(6) 薬剤の交付

(7) 服薬指導を受ける場所

(8) 服薬指導を行う場所

(9) 処方箋

(10) その他

「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」も踏まえ、必要な対策等を実施。

薬剤師が自宅等からオンライン服薬指導を実施する場合も含め、必要な対応(患者のプライバシーへの配慮等)について明示。

文言修正(取扱いの明確化)

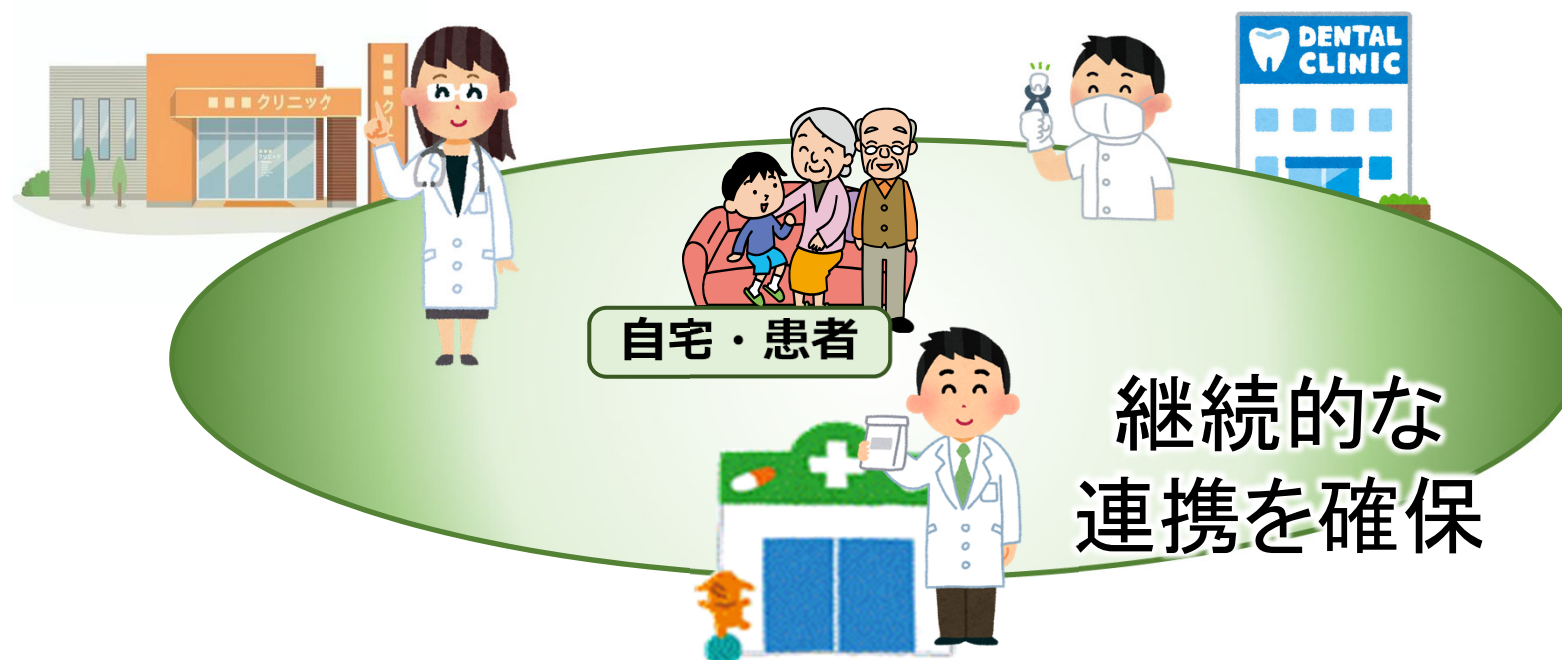
# オンライン服薬指導実施にあたっての 基本的な考え方

## 薬剤師と患者との信頼関係



オンライン服薬指導時の相互の誤認識・理解不足を防ぎ、円滑な薬物治療を維持する観点から、対象とする患者に対して日頃から継続して服薬指導を行うなど、服薬状況等を一元的・継続的に把握し、**当該薬剤師と当該患者との信頼関係を築いておくことが重要である。**

# 薬剤師と医師又は歯科医師との連携確保



薬剤師は、患者の薬剤の使用状況等のフィードバックはもとより、適宜対面による診療・調剤を確保する観点からも、処方箋を交付した**医師・歯科医師**と適切な連携を図る必要がある。

# 患者の安全性確保のための体制確保



患者の急変などの緊急時等においても患者の安全を確保するため、薬剤師・薬局は、処方医等との連絡体制など必要な体制を確保する必要がある。また、オンライン服薬指導を中止した場合に、速やかに対面による服薬指導に切り替えられるよう、適切な体制整備が重要。

## 患者の希望に基づく実施と患者の理解



オンライン服薬指導を有効に実施するためには、**オンライン服薬指導の長所・短所等に関する患者の理解が不可欠**であり、薬剤師としても丁寧な説明が必要である。患者の希望も踏まえつつ、オンライン服薬指導が適切に実施可能か判断する必要がある。

# オンライン服薬指導の実施について ～令和4年改正を踏まえて～

## 薬機法

第9条の4 薬局開設者は、医師又は歯科医師から交付された処方箋により調剤された薬剤の適正な使用のため、当該薬剤を販売し、又は授与する場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に、対面（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことが可能な方法その他の方法により薬剤の適正な使用を確保することが可能であると認められる方法として厚生労働省令で定めるものを含む。）により、厚生労働省令で定める事項を記載した書面（当該事項が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下第36条の10までにおいて同じ。）に記録されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものを含む。）を用いて必要な情報を提供させ、及び必要な薬学的知見に基づく指導を行わせなければならない。



# 薬機法施行規則

## 薬機法施行規則

(調剤された薬剤に係る情報提供及び指導の方法等)

### 第15条の13

薬局開設者は、法第9条の4第1項の規定による情報の提供及び指導を、次に掲げる方法により、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に行わせなければならない。

一 当該薬局内において薬局等構造設備規則第一条第一項第十三号に規定する情報を提供し、及び指導を行うための設備がある場所、居宅等において調剤の業務を行う場合若しくは薬剤師法第二十二条ただし書に規定する特別の事情がある場合におけるその調剤の業務を行う場所又は次項第一号に規定するオンライン服薬指導を行う場合における当該薬局において調剤に従事する薬剤師と相互に連絡をとることができる場所において行わせること。

二～六 (略)

2 法第9条の4第1項の薬剤の適正な使用を確保することが可能であると認められる方法として厚生労働省令で定めるものは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をする事が可能な方法であつて、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

一 薬局開設者が、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に、当該薬剤を使用しようとする者の求めに応じて、この項に定める方法により行われる法第9条の4第1項の規定による情報の提供及び指導(以下この号及び次号において「オンライン服薬指導」という。)を行わせる場合であつて、当該薬剤師が、当該オンライン服薬指導を行うことが困難な事情の有無を確認した上で、行うことができるとその都度責任をもつて判断するときに行われること。

# 薬機法施行規則

## 薬機法施行規則

二 次に掲げる事項について、薬剤を使用しようとする者に対して明らかにした上で行われること。

イ 情報通信に係る障害が発生した場合における当該障害の程度、服用に当たり複雑な操作が必要な薬剤を当該薬剤を使用しようとする者に対してはじめて処方する場合における当該者の当該薬剤に関する理解の程度等のオンライン服薬指導を行うことの可否についての判断の基礎となる事項

ロ オンライン服薬指導に係る情報の漏えい等の危険に関する事項

3～5 (略)

## 「オンライン服薬指導の実施要領」

第1 オンライン服薬指導について

第2 オンライン服薬指導の実施要件

(1)薬剤師の判断

(2)患者に対し明らかにする事項

第3 オンライン服薬指導を実施する際の留意事項

第4 オンライン服薬指導に関するその他の留意事項

(1)オンライン服薬指導の体制

(2)訪問診療を受ける患者への対応

(3)本人の状況の確認

(4)通信環境(情報セキュリティ・プライバシー・利用端末)

(5)薬剤師に必要な知識及び技能の確保

(6)薬剤の交付

(7)服薬指導を受ける場所

(8)服薬指導を行う場所

(9)処方箋

(10)その他

## 「オンライン服薬指導の実施要領」

### 第1 オンライン服薬指導について

#### 第2 オンライン服薬指導の実施要件

- (1) 薬剤師の判断
- (2) 患者に対し明らかにする事項

#### 第3 オンライン服薬指導を実施する際の留意事項

#### 第4 オンライン服薬指導に関するその他の留意事項

- (1) オンライン服薬指導の体制
- (2) 訪問診療を受ける患者への対応
- (3) 本人の状況の確認
- (4) 通信環境(情報セキュリティ・プライバシー・利用端末)
- (5) 薬剤師に必要な知識及び技能の確保
- (6) 薬剤の交付
- (7) 服薬指導を受ける場所
- (8) 服薬指導を行う場所
- (9) 処方箋
- (10) その他

## 実施要領

### 第1 オンライン服薬指導について

オンライン服薬指導については、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことが可能な方法であって、患者の求めに応じて、その都度薬剤師の判断と責任に基づき、行うことができるものとする。

Key word

患者の求め

薬剤師の  
判断と責任

その都度

## 「オンライン服薬指導の実施要領」

第1 オンライン服薬指導について

### 第2 オンライン服薬指導の実施要件

#### (1) 薬剤師の判断

(2) 患者に対し明らかにする事項

第3 オンライン服薬指導を実施する際の留意事項

第4 オンライン服薬指導に関するその他の留意事項

(1) オンライン服薬指導の体制

(2) 訪問診療を受ける患者への対応

(3) 本人の状況の確認

(4) 通信環境(情報セキュリティ・プライバシー・利用端末)

(5) 薬剤師に必要な知識及び技能の確保

(6) 薬剤の交付

(7) 服薬指導を受ける場所

(8) 服薬指導を行う場所

(9) 処方箋

(10) その他

## 実施要領

### 第2 オンライン服薬指導の実施要件

#### (1) 薬剤師の判断(第1号関係)

薬局開設者は、オンライン服薬指導の実施に際して、その都度、当該薬局の薬剤師の判断と責任に基づき、行わせること。

当該薬局において服薬指導を実施したことがない患者及び処方内容に変更のあった患者に対してオンライン服薬指導を行う場合においては、当該患者の服薬状況等を把握した上で実施すること。患者の服薬状況の把握は、対面と同様に、例えば、以下の情報のいずれか又は組み合わせによることが考えられる。

(ア) 患者が保有するお薬手帳に基づく情報

(イ) 患者の同意の下で、当該患者が利用した他の薬局から情報提供を受けて得られる情報

(ウ) 処方箋を発行した医師の診療情報(患者から聴取した情報も含む)

(エ) 患者から聴取した併用薬、副作用歴その他参考となる情報

## 実施要領

ただし、注射薬や吸入薬など、使用にあたり手技が必要な薬剤については、(ア)から(エ)までの情報に加え、受診時の医師による指導の状況や患者の理解度等に応じ、薬剤師がオンライン服薬指導の実施を困難とする事情がないか確認すること。

なお、当該薬剤師がオンライン服薬指導を適切に行うことが困難であると判断し、対面での服薬指導を受けるよう促すことは薬剤師法(昭和35年法律第146号)第21条に規定する調剤応需義務に違反するものではないこと。

お薬手帳  
の情報

他の薬局から  
の情報

Key word

診療情報

患者情報



## 「オンライン服薬指導の実施要領」

第1 オンライン服薬指導について

### 第2 オンライン服薬指導の実施要件

(1) 薬剤師の判断

**(2) 患者に対し明らかにする事項**

第3 オンライン服薬指導を実施する際の留意事項

第4 オンライン服薬指導に関するその他の留意事項

(1) オンライン服薬指導の体制

(2) 訪問診療を受ける患者への対応

(3) 本人の状況の確認

(4) 通信環境(情報セキュリティ・プライバシー・利用端末)

(5) 薬剤師に必要な知識及び技能の確保

(6) 薬剤の交付

(7) 服薬指導を受ける場所

(8) 服薬指導を行う場所

(9) 処方箋

(10) その他

## 実施要領

### (2)患者に対し明らかにする事項(第2号関係)

薬局開設者は、当該薬局の薬剤師に、次の(ア)及び(イ)に掲げるオンライン服薬指導に関する必要事項を明らかにした上でオンライン服薬指導を実施させること。

なお、当該事項を明らかにするに当たっては、服薬指導に利用する情報通信機器やアプリケーション、当該薬局のホームページに表示する方法等によることも可能とすること。

(ア)オンライン服薬指導を行うことの可否についての判断の基礎となる事項  
服用にあたり手技が必要な薬剤の初回処方時等、薬剤師がオンライン服薬指導を行わないと判断した場合にオンライン服薬指導を中止した上で、対面による服薬指導を促す旨(情報通信環境の障害等によりオンライン服薬指導を行うことが困難になる場合を含む。)を説明すること。

(イ)オンライン服薬指導に係る情報の漏えい等の危険に関する事項  
オンライン服薬指導時の情報の漏洩等に関する責任の所在が明確にされるようにすること。

## 実施要領

なお、オンライン服薬指導に関する必要事項を説明するに当たっては、以下について留意すべきであること。

- 患者に重度の認知機能障害がある等により薬剤師と十分に意思疎通を図ることができない場合は、説明の際に、患者の家族等を患者の代わりに指導の対象とすることができること。
- 必要事項に変更が生じた場合には、改めて患者に明らかにすること。

Key word

対面へ切り替えなくてはならない場合

情報漏洩に関する責任の所在

## 「オンライン服薬指導の実施要領」

第1 オンライン服薬指導について

第2 オンライン服薬指導の実施要件

(1) 薬剤師の判断

(2) 患者に対し明らかにする事項

**第3 オンライン服薬指導を実施する際の留意事項**

第4 オンライン服薬指導に関するその他の留意事項

(1) オンライン服薬指導の体制

(2) 訪問診療を受ける患者への対応

(3) 本人の状況の確認

(4) 通信環境(情報セキュリティ・プライバシー・利用端末)

(5) 薬剤師に必要な知識及び技能の確保

(6) 薬剤の交付

(7) 服薬指導を受ける場所

(8) 服薬指導を行う場所

(9) 処方箋

(10) その他

## 実施要領

### 第3 オンライン服薬指導を実施する際の留意事項

薬剤師は、オンライン服薬指導等を行うに当たり、患者の服薬アドヒアランスの低下等を回避して薬剤の適正使用を確保するため、調剤する薬剤の性質や患者の状態等を踏まえ、必要に応じ、

- ア 事前に薬剤情報提供文書等を患者に送付してから服薬指導等を実施する(画面に表示しながらの実施も含む)
- イ 対面による服薬指導と同様に、患者の求めに応じて、改めて、薬剤の使用方法の説明等を行う。
- ウ 対面による服薬指導と同様に、薬剤交付後の服用期間中に、服薬状況の把握や副作用の確認などを実施する
- エ 対面による服薬指導と同様に、上記で得られた患者の服薬状況等の必要な情報を処方した医師にフィードバックする等の対応を行うこと。

## 「オンライン服薬指導の実施要領」

第1 オンライン服薬指導について

第2 オンライン服薬指導の実施要件

(1)薬剤師の判断

(2)患者に対し明らかにする事項

第3 オンライン服薬指導を実施する際の留意事項

**第4 オンライン服薬指導に関するその他の留意事項**

**(1)オンライン服薬指導の体制**

(2)訪問診療を受ける患者への対応

(3)本人の状況の確認

(4)通信環境(情報セキュリティ・プライバシー・利用端末)

(5)薬剤師に必要な知識及び技能の確保

(6)薬剤の交付

(7)服薬指導を受ける場所

(8)服薬指導を行う場所

(9)処方箋

(10)その他

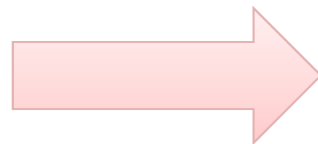
## 実施要領

### 第4 オンライン服薬指導に関するその他の留意事項

#### (1) オンライン服薬指導の体制

薬歴管理が適切に行われるために、オンライン服薬指導は、患者の意向の範囲内で、かかりつけ薬剤師・薬局により行われることが望ましいこと。

対面服薬指導  
が必要な場合



患者居住地・職  
場の近隣にある  
薬局が望ましい

## 「オンライン服薬指導の実施要領」

第1 オンライン服薬指導について

第2 オンライン服薬指導の実施要件

(1) 薬剤師の判断

(2) 患者に対し明らかにする事項

第3 オンライン服薬指導を実施する際の留意事項

**第4 オンライン服薬指導に関するその他の留意事項**

(1) オンライン服薬指導の体制

**(2) 訪問診療を受ける患者への対応**

(3) 本人の状況の確認

(4) 通信環境(情報セキュリティ・プライバシー・利用端末)

(5) 薬剤師に必要な知識及び技能の確保

(6) 薬剤の交付

(7) 服薬指導を受ける場所

(8) 服薬指導を行う場所

(9) 処方箋

(10) その他



## 実施要領

### (2) 訪問診療を受ける患者への対応

複数の患者が居住する介護施設等においては、患者ごとにオンライン服薬指導の実施可否を判断すること。複数人が入居する居室の場合においても、第4(7)に留意しつつ、患者のプライバシーに対面による服薬指導と同程度配慮したうえで患者ごとにオンライン服薬指導を行うこと。



## 「オンライン服薬指導の実施要領」

第1 オンライン服薬指導について

第2 オンライン服薬指導の実施要件

(1) 薬剤師の判断

(2) 患者に対し明らかにする事項

第3 オンライン服薬指導を実施する際の留意事項

**第4 オンライン服薬指導に関するその他の留意事項**

(1) オンライン服薬指導の体制

(2) 訪問診療を受ける患者への対応

**(3) 本人の状況の確認**

(4) 通信環境(情報セキュリティ・プライバシー・利用端末)

(5) 薬剤師に必要な知識及び技能の確保

(6) 薬剤の交付

(7) 服薬指導を受ける場所

(8) 服薬指導を行う場所

(9) 処方箋

(10) その他

## 実施要領

### (3)本人の状況の確認

原則として、薬剤師と患者双方が、身分確認書類(例えば、薬剤師は顔写真付きの身分証明書、HPKIカードや薬剤師免許等、患者は保険証やマイナンバーカード等。)を用いて、薬剤師は薬剤師であること、患者は患者本人であることの確認を行うこと。ただし、社会通念上、当然に薬剤師、患者本人であると認識できる状況である場合には、服薬指導の都度本人確認を行う必要はないこと。



## 「オンライン服薬指導の実施要領」

第1 オンライン服薬指導について

第2 オンライン服薬指導の実施要件

(1) 薬剤師の判断

(2) 患者に対し明らかにする事項

第3 オンライン服薬指導を実施する際の留意事項

**第4 オンライン服薬指導に関するその他の留意事項**

(1) オンライン服薬指導の体制

(2) 訪問診療を受ける患者への対応

(3) 本人の状況の確認

**(4) 通信環境(情報セキュリティ・プライバシー・利用端末)**

(5) 薬剤師に必要な知識及び技能の確保

(6) 薬剤の交付

(7) 服薬指導を受ける場所

(8) 服薬指導を行う場所

(9) 処方箋

(10) その他

## 実施要領

### (4) 通信環境(情報セキュリティ・プライバシー・利用端末)

オンライン服薬指導の実施における情報セキュリティ及びプライバシー保護等の観点から、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」の策定について(平成30年3月30日付け医政発0330第46号厚生労働省医政局長通知。以下、「オンライン診療指針」という。)に示された内容を参考に、必要な通信環境を確保すること。なお、医療情報システムに影響を及ぼす可能性があるシステムを用いる場合、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に沿った対策を行うこと。特に「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」では、個人所有端末の業務利用については、一定の要件が求められていることに留意すること。患者側の通信環境については、患者の希望に応じたデバイスやネットワークに対応できるよう配慮すること。



## 「オンライン服薬指導の実施要領」

第1 オンライン服薬指導について

第2 オンライン服薬指導の実施要件

(1)薬剤師の判断

(2)患者に対し明らかにする事項

第3 オンライン服薬指導を実施する際の留意事項

**第4 オンライン服薬指導に関するその他の留意事項**

(1)オンライン服薬指導の体制

(2)訪問診療を受ける患者への対応

(3)本人の状況の確認

(4)通信環境(情報セキュリティ・プライバシー・利用端末)

**(5)薬剤師に必要な知識及び技能の確保**

(6)薬剤の交付

(7)服薬指導を受ける場所

(8)服薬指導を行う場所

(9)処方箋

(10)その他

## 実施要領

### (5) 薬剤師に必要な知識及び技能の確保

オンライン服薬指導の実施に当たっては、薬学的知識のみならず、情報通信機器の使用や情報セキュリティ等に関する知識が必要となるため、薬局開設者は、オンライン服薬指導を実施する薬剤師に対しオンライン服薬指導に特有の知識等を習得させるための研修材料等を充実させること。その際、厚生労働省HPに掲載予定のオンライン服薬指導に関するe-learning等が教材として活用可能であるので、参考にする。



## 「オンライン服薬指導の実施要領」

第1 オンライン服薬指導について

第2 オンライン服薬指導の実施要件

(1) 薬剤師の判断

(2) 患者に対し明らかにする事項

第3 オンライン服薬指導を実施する際の留意事項

**第4 オンライン服薬指導に関するその他の留意事項**

(1) オンライン服薬指導の体制

(2) 訪問診療を受ける患者への対応

(3) 本人の状況の確認

(4) 通信環境(情報セキュリティ・プライバシー・利用端末)

(5) 薬剤師に必要な知識及び技能の確保

**(6) 薬剤の交付**

(7) 服薬指導を受ける場所

(8) 服薬指導を行う場所

(9) 処方箋

(10) その他



## 実施要領

### (6)薬剤の交付

薬局開設者は、オンライン服薬指導後、当該薬局において当該薬局の薬剤師が調剤した薬剤を、品質を確保した状態で速やかに患者に届けさせること。調剤済みの薬剤の郵送又は配送を行う場合には、薬剤師による患者への直接の授与と同視しうる程度に、当該薬剤の品質の保持や、患者本人への授与等がなされることを確保するため、薬局開設者は、あらかじめ配送のための手順を定め、配送の際に必要な措置を講ずること。なお、薬局は、薬剤の配送後、当該薬剤が確実に患者に授与されたことを電話等により確認すること（配達業者の配達記録やアプリケーション等での受領確認、配達記録が記載されたメール等による確認も含む）。

また、品質の保持（温度管理を含む。）に特別の注意を要する薬剤や、早急に授与する必要のある薬剤、麻薬・向精神薬や覚醒剤原料、放射性医薬品、毒薬・劇薬等流通上厳格な管理を要する薬剤等については、適切な配送方法を利用する、薬局の従事者が届ける、患者又はその家族等に来局を求める等、工夫して対応すること。

## 実施要領

初診からオンライン診療を実施する医療機関に関して、オンライン診療指針に規定する以下の要件について、これまでの来局の記録等から判断して疑義がある場合には、対面による服薬指導と同様に、処方した医師に遵守しているかどうか確認すること。

初診の場合には以下の処方を行わないこと。

- 麻薬及び向精神薬の処方
- 基礎疾患等の情報が把握できていない患者に対する、特に安全管理が必要な薬品(診療報酬における薬剤管理指導料の「1」の対象となる薬剤)の処方
- 基礎疾患等の情報が把握できていない患者に対する8日分以上の処方

# 参考：0410対応と記載された処方箋の薬剤の交付手段

厚生労働科学特別研究事業「時限的・特例的に実施できる電話等による服薬指導等の実施状況と課題に関する検討」  
 (研究分担者：亀井美和子帝京平成大学薬学部教授)

n = 13,868薬局

0410対応と記載された処方箋を1枚以上応需した薬局：11,221薬局 (80.9%)

うち、新規患者 (過去に当該薬局の利用がない患者) の処方箋を応需した薬局：4,820薬局 (43.0%)、

2回目以降の患者 (過去に当該薬局を利用したことがある患者) の処方箋を応需した薬局：9,971薬局 (88.9%)

	新規患者		2回目以降の患者	
	薬局数	%	薬局数	%
郵送等	609	12.6	3,922	39.3
薬剤師以外のスタッフが持参	63	1.3	524	5.3
薬剤師が持参	270	5.6	1,718	17.2
患者等が来局	4,260	88.4	8,787	88.1
全体	4,820	100.0	9,971	100.0

# 実施要領のアウトライン

## 「オンライン服薬指導の実施要領」

第1 オンライン服薬指導について

第2 オンライン服薬指導の実施要件

(1) 薬剤師の判断

(2) 患者に対し明らかにする事項

第3 オンライン服薬指導を実施する際の留意事項

**第4 オンライン服薬指導に関するその他の留意事項**

(1) オンライン服薬指導の体制

(2) 訪問診療を受ける患者への対応

(3) 本人の状況の確認

(4) 通信環境(情報セキュリティ・プライバシー・利用端末)

(5) 薬剤師に必要な知識及び技能の確保

(6) 薬剤の交付

**(7) 服薬指導を受ける場所**

(8) 服薬指導を行う場所

(9) 処方箋

(10) その他

## 実施要領

### (7)服薬指導を受ける場所

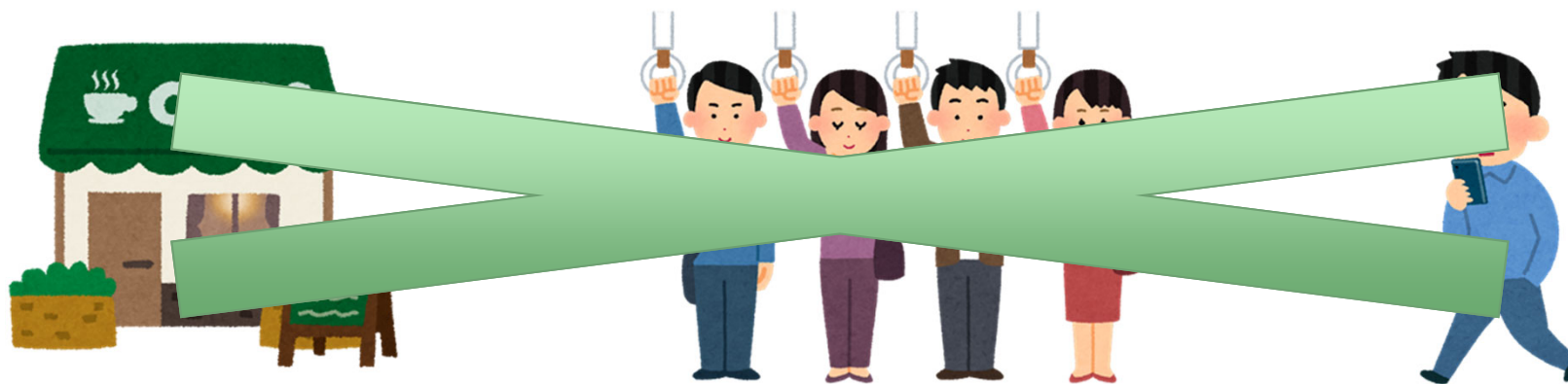
患者がオンライン服薬指導を受ける場所は、適切な服薬指導を行うために必要な患者の心身の状態を確認する観点から、プライバシーが保たれるよう配慮すること。ただし、患者の同意があればその限りではない。



## 実施要領

### (7)服薬指導を受ける場所

患者がオンライン服薬指導を受ける場所は、適切な服薬指導を行うために必要な患者の心身の状態を確認する観点から、プライバシーが保たれるよう配慮すること。ただし、患者の同意があればその限りではない。



## 「オンライン服薬指導の実施要領」

第1 オンライン服薬指導について

第2 オンライン服薬指導の実施要件

(1) 薬剤師の判断

(2) 患者に対し明らかにする事項

第3 オンライン服薬指導を実施する際の留意事項

**第4 オンライン服薬指導に関するその他の留意事項**

(1) オンライン服薬指導の体制

(2) 訪問診療を受ける患者への対応

(3) 本人の状況の確認

(4) 通信環境(情報セキュリティ・プライバシー・利用端末)

(5) 薬剤師に必要な知識及び技能の確保

(6) 薬剤の交付

(7) 服薬指導を受ける場所

**(8) 服薬指導を行う場所**

(9) 処方箋

(10) その他

## 実施要領

### (8)服薬指導を行う場所

薬剤師がオンライン服薬指導を行う場所は、患者の求めがある場合又は患者の異議がない場合には、薬局以外の場所でも可能であること。この場合において、当該場所は、調剤を行う薬剤師と連絡をとることが可能であるとともに、対面による服薬指導が行われる場合と同程度に患者のプライバシーに配慮がなされていること。また、オンライン服薬指導を開始した後に、患者から対面での服薬指導への移行の求めがあった場合に、オンライン服薬指導を行った薬剤師又は他の薬剤師によって当該求めに対応可能であること。

薬剤師は、騒音により音声聞き取れないその他の事情によって、オンライン服薬指導を行う薬剤師による適切な判断が困難となるおそれがある場所でオンライン服薬指導を行わないこと。

オンライン服薬指導は患者の心身の状態に関する情報が含まれるものであることを踏まえ、当該情報を適切に保護する観点から、オンライン服薬指導を行う薬局に所属する者以外の第三者が容易に立ち入ることができない空間その他当該情報の全部又は一部が当該第三者に認知されない措置が講じられている場所でオンライン服薬指導を行うこと。

また、薬局以外の場所からオンライン服薬指導を行う場合について、オンライン服薬指導を行う薬剤師は、調剤が行われる薬局に所属し労務を提供している薬剤師とすること。

なお、薬局開設者は、その所属する薬剤師に薬局以外の場所からオンライン服薬指導を行わせるにあたり、当該薬剤師が服薬指導を行うために必要な情報を得られるよう、対象患者の調剤録の内容の共有を可能とする措置その他必要な措置を講じること。



## 「オンライン服薬指導の実施要領」

第1 オンライン服薬指導について

第2 オンライン服薬指導の実施要件

(1)薬剤師の判断

(2)患者に対し明らかにする事項

第3 オンライン服薬指導を実施する際の留意事項

**第4 オンライン服薬指導に関するその他の留意事項**

(1)オンライン服薬指導の体制

(2)訪問診療を受ける患者への対応

(3)本人の状況の確認

(4)通信環境(情報セキュリティ・プライバシー・利用端末)

(5)薬剤師に必要な知識及び技能の確保

(6)薬剤の交付

(7)服薬指導を受ける場所

(8)服薬指導を行う場所

**(9)処方箋**

(10)その他

## 実施要領

### (9)処方箋

薬局は患者が持参または郵送等した処方箋に基づき調剤等を行う必要があるが、処方医等が処方箋を発行した際に、患者から、薬局に送付して欲しい旨の申出があった場合は、当該医療機関は、当該処方箋を患者に対して交付する代わりに当該薬局に直接送付することができること。

「オンライン服薬指導における処方箋の取扱いについて」(令和4年3月31日付け厚生労働省医薬・生活衛生局総務課、医政局医事課事務連絡)※により医療機関から処方箋情報の送付を受けた薬局は、医療機関から処方箋原本を入手するまでの間は、ファクシミリ、メール等により送付された処方箋を薬剤師法第23条から第27条まで及び、薬機法第49条における処方箋とみなして調剤等を行うこと。

薬局は、医療機関から処方箋原本を入手し、以前にファクシミリ、メール等で送付された処方箋情報とともに保管すること。

※ 令和4年9月30日付で一部改定(「オンライン服薬指導における処方箋の取扱いについて」の改定について(令和4年9月30日付け厚生労働省医薬・生活衛生局総務課、医政局医事課事務連絡))

## 実施要領

なお、対面診療やオンライン診療の実施後、薬剤師の判断若しくは患者の希望によりオンライン服薬指導から対面での服薬指導に切り替えた場合又はオンライン診療のために患者に対し処方箋を即時に手交できず、その後対面の服薬指導を受ける場合も、ファクシミリ、メール等により送付された処方箋を薬剤師法第23条から第27条まで及び薬機法第49条における処方箋とみなして調剤等を行うことは可能であること。その際も、薬局は、医療機関から処方箋原本を入手し、以前にファクシミリ、メール等で送付された処方箋情報とともに保管すること。



## 「オンライン服薬指導の実施要領」

第1 オンライン服薬指導について

第2 オンライン服薬指導の実施要件

(1)薬剤師の判断

(2)患者に対し明らかにする事項

第3 オンライン服薬指導を実施する際の留意事項

**第4 オンライン服薬指導に関するその他の留意事項**

(1)オンライン服薬指導の体制

(2)訪問診療を受ける患者への対応

(3)本人の状況の確認

(4)通信環境(情報セキュリティ・プライバシー・利用端末)

(5)薬剤師に必要な知識及び技能の確保

(6)薬剤の交付

(7)服薬指導を受ける場所

(8)服薬指導を行う場所

(9)処方箋

**(10)その他**

## 実施要領

### (10)その他

患者が支払う配送料及び薬剤費等については、配送業者による代金引換の他、銀行振込、クレジットカード決済、その他電子決済等の支払方法により実施して差し支えないこと。

また、薬局は、オンライン服薬指導等を行う場合の以下の点について、薬局内の掲示やホームページへの掲載等を通じて、あらかじめ患者等に周知すること。

- ア オンライン服薬指導の時間に関する事項(予約制等)
- イ オンライン服薬指導の方法(使用可能なソフトウェア、アプリケーション等)
- ウ 薬剤の配送方法
- エ 費用の支払方法(代金引換サービス、クレジットカード決済等)



# オンライン服薬指導の業務の流れ

# オンライン服薬指導の業務の流れ(例)

## <患者に対して明らかにする事項>

- ❑ 薬剤師がオンライン服薬指導を行わないと判断した場合には、中止して対面による服薬指導に切り替える場合があること。
- ❑ 情報の漏えい等に関する責任の所在を明確にすること。

→ホームページでの掲示等で可

## <薬剤師に必要な知識・技能の確保>

- ❑ 情報通信機器の使用や情報セキュリティ等に関する知識の習得。

## <中止した場合の体制整備>

- ❑ 対面に切り替える場合を想定し、患者の意向の範囲内でかかりつけ薬剤師・薬局や患者の居住地域内・職場近隣にある薬局により行われることが望ましい。

患者からの希望

患者の服薬状況等の把握

- ❑ 患者が保有するお薬手帳情報
- ❑ 患者同意の下、患者が利用した他の薬局からの情報
- ❑ 処方医の診療情報(患者からの聴取した情報を含む)
- ❑ 患者から聴取した併用薬、副作用歴 など

※ 初回からオンライン服薬指導を実施する場合や処方内容に変更があった患者については特に留意。

## <処方箋>

- ❑ 患者が希望する場合、医療機関から直接薬局に送付可。(原本が届くまでの間、FAX等によるもので調剤可。)

処方薬の確認

- ❑ 使用にあたり手技が必要な薬剤がないか?(患者の理解度等、オンライン服薬指導を困難とする事情がないか確認)
- ❑ オンライン診療に基づく処方箋に関する確認(初診の場合に処方しないようになっている薬剤) など

実施できない理由等について丁寧に説明を行い理解を得るとともに、対面による服薬指導への切り替えや受診勧奨。

不可

薬学的知見に基づき  
実施可否の判断

可

## <実施にあたっての留意点>

- ❑ オンライン服薬指導を実施する場所(薬局)
- ❑ オンライン服薬指導を受ける場所(患者)
- ❑ 本人確認(薬剤師・患者双方)
- ❑ 通信環境(情報セキュリティ・プライバシー・利用端末) など

オンライン服薬指導の実施

処方医等との  
適切な連携



次ページへ

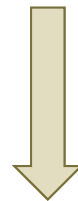
# オンライン服薬指導の業務の流れ(例)

前ページより



薬剤の交付

- 調剤した薬剤は品質を確保した状態で届ける。
- 配送等をする場合は、品質の保持や患者本人への授与等を確保するため、あらかじめ配送のための手順をさだめ、必要な措置を講ずる。配送後、当該薬剤が確実に患者に授与されたことを確認する。
- 品質の保持に特別の注意を要する薬剤や麻薬・向精神薬等については、適切な配送方法を利用する、薬局の従事者が届ける等、工夫して対応。



薬剤使用期間中のフォローアップ  
(※)

- 「薬剤使用期間中の患者フォローアップの手引き」(日本薬剤師会作成、ホームページより閲覧可)も参照としながら、適切にフォローアップを実施。



処方医等との  
適切な連携



次回調剤  
(対面 or オンライン)



# オンライン服薬指導を 有効に活用するために

# オンライン服薬指導のメリットとデメリット

## 【メリット】

- ・ いつもはご家族や介護者への対応の方が、患者と直接話をする事ができる。
- ・ ご自宅での状況が確認できる。
- ・ 必要時に、電話対応より画像付きであることは有用。
- ・ 移動、待ち時間の軽減

## 【デメリット】

- ・ 対人コミュニケーションにおける取得情報量の低下。
- ・ 必ず別途、薬剤の授受が発生する。  
(品質管理、時間、費用等)
- ・ 患者との間に実際の薬剤を共有せずに、指導をする状況が生じる。
- ・ 通信環境や操作能力の影響を受ける。

※来局される状況との比較。下記を目的とした活用は別途あり。

- 離島・へき地への適応
- 感染防止対策としての手法

## デメリットも理解したオンライン服薬指導の実施

オンライン服薬指導の活用にあたっては、その利便性に目が向きがちだが、デメリットへの対応を考えることが、「安全性」の担保として重要。

- ・対人コミュニケーションにおける取得情報量の低下。
- ・必ず別途、薬剤の授受が発生する。（品質管理、費用、時間）
- ・患者との間に実際の薬剤を共有せずに、指導をする状況が生じる。
- ・通信環境や操作能力の影響を受ける。





### 外来通院

- 他科受診
- 多剤服用
- OTCとの併用
- サプリメント等の併用
- 勤務時間との調整 etc.

### 在宅療養

- 服用、嚥下困難
- 一包化、粉碎
- 管理困難
- 介護者不在の時間 etc.

一連の薬物療法の中で、いかに患者の利益に資するように  
オンライン服薬指導を活用していけるのか